

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉 (VOA)(I)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43645

吉野アメリカ局長 スナイター公使非公式会談
(昭和46年5月6日)



極 秘
無 期 限
部 の 内
号

大臣 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	別紙コピー 条約局長 条約課長 法規課長 安全保障課長	アメリカ局長 参事官 北米オ一課長
-------------------------------------	---	-------------------------

吉野・スタイナー会談 (VOA)

46.5.7

米北- (法昭)

1. 6日、吉野・スタイナー非公式会談において、先方より先日当方より出された意見と国

務省へ伝えられたところ、米側としては譲歩しうるギリギリの線であるとして、回覧者より

ガイドラインの指示があった。右ガイドラインに基づき自分(スタイナー)が起草した二案は次のような

ものである」として別添二案を提示した。スタイナーはまた、右はあくまで非公式な提案であり、

GA-5

1163

外務省

2.

日本側が「このラインでなければ」と固執者
としては関係政府内の執務に最大の努力と
部

尽すというものである。なお時局も限られて
いるのみならず、このような非公式会談である

から、米側としては最終案の案を提示
するものであり、この点併せて考慮を願った。

旨附言した。

2. 「ス」公使は更にこれら二案について説明
(1) 何れも日本側が費用を負担して代替放

送局を造るが、^{あり}は代替施設の新設に
必要な経費を日本側が負担することを前提

としており、これを日本側が承諾するに必要
条件である、(2) これら二案の日本側と

対するメリットは、理論的には代替施設の新設

GA-6

外務省

なおスティーは第二案は所謂「継続審議」の感じを
去る趣意のものであるが、米側は一定期間の延期
を認めない方針であるが、^{（2）}「好ましいもの」と考えている旨を述べた。

3.

これ次第、米側としては移転費用があること
で、日本側が建設工事を引受ける場合には、

これにより移転時期を早めることである。但し、
米側としては5年以内は沖縄に居たい気持ちがある

旨述べた。

3. 二つに対し吉野局長より追加のコメント
として、わが方の立場は前回申し述べた

通り、^{（2）}「~~必要~~費用の負担も考慮
しなくてはならないが、3年+α後のものである

ならば、費用負担は極めて説明し難い
と述べたこと、^{（2）}「~~ス~~」公使は、米側としてはVOA

の移転は予見はあらず、またこのため最終
に予算を請求するに議会に説明

出来ず、またこのお存提案は米議会の反対を

4.

を引き起こすので憂慮している。今更日米共同
声明発出当時の交渉経緯や、昨年の統理

訪華の際の本件に関する事務当局間の接
触の経緯とあわせてうかがうべきであり、この

ことになりなれば、VOAの移転についても、
はつきりと共同声明でうかがうべきであった

と述べた。

第一集

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

The United States will be permitted to operate the VOA for a period of three years after the reversion. Within the above period, both Governments shall consult with each other for the purpose of reviewing the feasibility of continued operation of the VOA. If there is no agreement reached regarding the continued operation of the VOA, the United States Government will cease to operate the VOA, as soon as a substitute station is constructed by GOJ or at GOJ expense outside the territories of Japan.

第二集

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

Following the date of entry into force of this Agreement, the two Governments will consult regarding the continued operation of the Voice of America facility on Okinawa. Pending final agreement between the two Governments, the GOJ will permit the facility to continue in operation. If agreement is reached that the facility will not continue in operation on Okinawa, the USG will cease operation of the facility as soon as a substitute station is constructed by the GOJ, or at the expense of the GOJ outside of Japan.